

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成21年 11月 6日

案件名	児童相談所設置に伴う児童福祉施設の整備の基本的な考え方について										
所管	健康福祉	局	福祉	部	障害福祉	課	担当者		内線		
概要	児童相談所設置後の本市の児童福祉施設の整備を具体的に進めるために、児童福祉施設の整備の基本的な方向性を定めるもの										
審議内容(論点)	○整備検討する児童福祉施設について ○児童福祉施設の整備の基本的な考え方について ○施設整備費補助金の基本的な考え方について										
審議希望日	関係課長会議	平成21年	9月	16日	政策調整会議	平成21年	11月	4日			
	局経営会議	平成21年	10月	26日	政策会議	平成21年	11月	10日			
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期								
	パブリックコメント	実施なし	時期			議会への情報提供					
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目			調整状況				
		健康福祉総務室		整備計画の策定について			障害福祉課・子ども青少年課の両課合同で整備計画を作成する。				
	打合せ・会議の経過										
		月日	会議名等			内容					
		H21.4.20	関係課担当者による打合せ会議			本市における施設整備の進め方について検討					
		H21.5.29	関係課担当者による打合せ会議			施設の整備計画及び整備費補助制度の下案の作成					
	H21.9.16	関係課長会議			施設の整備及び整備費補助制度の基本的考え方について検討						
	H21.10.26	局経営会議			施設の整備及び整備費補助制度の基本的考え方について検討						
	H21.11.4	政策調整会議			施設の整備及び整備費補助制度の基本的考え方について検討						
備考											
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する ()										
主な意見	○ 今回整備方針を検討するこれらの施設は、政令指定都市移行に伴う必須の要件なのか。 → 法令で必須となるわけではないが、児童相談所の措置先として整備が必要となる施設である。 ○ これらの施設は市内に少ないと思う。立地してもらう上で重要なものは用地だと考えるが、市としても貸付等の考え方をまとめる必要があるのではないか。 → 施設の性格により、個別に検討する必要があるが、無償貸付等ルール化が必要と考える。 ○ パブリックコメントは実施しないのか。 → 今回提案したものは、県に対して施設整備の考え方を示すものである。 個々の施設の整備に関しては、総合計画の部門別計画に掲げているが、その中でパブリックコメントを実施している。 ○ 補助制度については個々の施設により異なるので、ここでは、補助金の基本的な考え方について議論すべきである。 → 政策会議では、基本的な考え方を提案し、個々の施設の細かい部分は、別途関係課長会議などで議論していきたい。 ○ 施設の整備をすすめようとしている期間が、平成21年から平成30年までの10年間となっているが、新総合計画と整合を図るため、平成22年から平成31年までの10年間に修正した方がよいのではないか。 → 平成21年は現状とし、平成22年から10年間の整備期間として修正をしていく。 原案を一部修正し、政策会議に付議										

事案の
具体的な内容

児童相談所設置に伴う児童福祉施設の整備の基本的な考え方について

整備検討の
必要性

児童福祉施設の整備に関する検討の必要性

社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等により、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図ることが課題となっている。

児童相談所設置に伴う責任

要保護児童の状況に応じた適切な支援を提供するための児童福祉施設の確保が重要となる。

児童養護施設等定員協定

神奈川県並びに横浜市、川崎市及び横須賀市と「児童養護施設等定員協定」を締結する。県所管域での定員を解消する必要がある。

障害児施設の定員

障害児施設については、神奈川県の定員を使用(いわゆる「割愛」)している。割愛している定員を解消する必要がある。

整備検討する
児童福祉施設

措置児童数や入所待機数の多い入所系の施設の整備検討を優先して行う。
乳児院・知的障害児施設・児童養護施設・重症心身障害児施設

児童福祉施設
の整備目標

◆ 今後10年間で平成22年度から平成26年度までの前期5年間(146人分)と平成27年度から平成31年度までの後期5年間(137人分)の二期にわけ、283人分の施設を整備する。

	平成22年要養護児童予測数	平成31年要養護児童予測数		計
	市内にある既存の施設	前期	後期	
● 乳児院	0 0人	1施設 20人	— —	1施設 20人
● 児童養護施設	1施設 32人	2施設 56人	3施設 62人	6施設 150人
● 知的障害児施設	0 0人	1施設 40人	1施設 40人	2施設 80人
● 重症心身障害児施設	1施設 37人	1施設 30人	1施設 35人	3施設 102人
合 計	2施設 69人	5施設 146人	5施設 137人	12施設 352人

※1 施設への入所が必要となる児童数(予測)338人を超える352人の定員数を確保する。

※2 整備目標の値は、暫定値であり、入所状況等を踏まえ適時修正を加えるものとする。

考え方

児童福祉施設の整備検討の考え方(共通事項)

- ・ 児童虐待の増加等により子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化していることから、国等における社会的養護体制に関する動向を踏まえつつ施設整備を検討する。
- ・ 施設整備に当っては、児童福祉法、児童福祉施設最低基準等の関係法令を遵守し、24時間体制の入所施設整備に伴い期待できる在宅支援事業等の付加についても検討する。
- ・ 施設の整備検討について、本市の施策に関する計画と整合性を図る。【新・総合計画、第2期障害者福祉計画、次世代育成支援行動計画(後期計画)】
- ・ 施設整備及び運営の検討については、「相模原市民間活力の活用に関する指針」に基づき検討する。

補助制度等の
検討

施設整備に伴う補助制度

- 乳児院、児童養護施設
施設整備に対する補助制度(整備補助及び償還補助)を創設し、施設整備に対する支援を行う。
- 知的障害児施設、重症心身障害児施設
既存の補助制度を活用し、対象施設に知的障害児施設を加え施設整備に対する支援を行う。